

北広島町下水道管理台帳(管路)情報システム構築業務に係る

仕様書

(一般事項・特記事項)

【一般仕様書】

第1条 適用の範囲

本仕様書は、北広島町(以下「発注者」という。)が発注する下水道管理台帳(管路)情報システム構築業務(以下「業務」という。)に適用するものであり、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

第2条 業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとするが、詳細については特記仕様に定めるものとする。

- (1) 下水道管理台帳(管路)情報システムの構築
- (2) 上記システムのデータ入力
- (3) 上記システムのインストール及び操作説明

第3条 費用の負担

本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

第4条 法令等の遵守

受注者は業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

第5条 中立性の堅持

受注者は常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

第6条 守秘義務

- 1 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を他者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- 6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料(書面、電子媒体)について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩、若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。
- 8 受注者は、企業として国際規格であるISMS(ISO27001:情報セキュリティマネジメントシステム)の認証登録を受けていること。

第7条 再委託

- 1 受注者は次に掲げるものを再委託することはできない。

- (1)本業務におけるシステムの構築、総合的企画、業務遂行管理、技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
 - 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
 - 4 受注者は、本業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに本業務を実施しなければならない。なお、協力者は、北広島町の入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)に登録されている者である場合は、北広島町の指名停止期間中であってはならない。

第8条 提出書類

受注者は業務の着手及び完了にあたって、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ)着手届 (ロ)管理、照査技術者及び担当技術者届 (ハ)業務計画書
(ニ)工程表 (ホ)完了届 (ヘ)納品書 (ト)業務委託料請求書等

第9条 配置技術者

- 1 受注者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しい業務を行うとともに、下記資格及び実務経験を有する技術者を配置しなければならない。なお、配置する技術者は受注者と直接的な雇用関係にある者を選任し、それぞれの技術者は兼任できないものとする。
- 2 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的監理をおこなえる下水道事業に精通した実務経験豊かな者で、以下の①及び②を満たす技術者を配置しなければならない。
 - ①技術士「総合技術監理部門、又は上下水道部門」(いずれも選択科目:下水道)の資格を有する者。
 - ②過去10年以内に同種業務(下水道管路の管理台帳システム構築業務)の実務実績を有する者。
- 3 照査技術者は、業務の内容について照査をおこなえる下水道事業に精通した実務経験豊かな者で、以下の①及び②を満たす技術者を配置しなければならない。
 - ①技術士「総合技術監理部門、又は上下水道部門」(いずれも選択科目:下水道)の資格を有する者。
 - ②過去10年以内に同種業務(下水道管路の管理台帳システム構築業務)の実務実績を有する者。
- 4 担当技術者は、下水道事業に精通した実務経験豊かな者で、以下の①を満たす技術者を配置しなければならない。
 - ①過去5年以内に同種又は類似業務の実務実績を有する者。

【同種業務】・下水道管理台帳(管路)システムの構築

＊データ入力のみや関連システム構築及び関連機能追加などの更新業務等は含めない。

【類似業務】・上記システムのデータ入力業務

＊下水道関連システムの構築(機能追加含む)及び下水道関連システムの保守管理業務等

第10条 工程管理

受注者は、適切な工程管理を行うとともに、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

第11条 審査

- 1 受注者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。
- 2 業務完了時において、明らかに受注者の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

第12条 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって業務の完了とする。

第13条 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁と協議を必要とするときまたは協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

第14条 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料を所定の手続きによって貸与する。なお、貸与された資料は、その重要性和機密性を認識し、本業務以外への使用や開示、譲渡又は資料の破損や紛失等の事故のないように取り扱うものとする。

第15条 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は受注者の申請による。

第16条 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書及び特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により、疑義の解消を図るものとする。

第17条 打合せ

- 1 本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ記録簿)を作成するものとする。

- 2 本業務の着手時及び業務の主要な区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

第18条 個人情報の取扱い

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

また、企業として国際規格であるPMS(個人情報保護マネジメントシステム(Pマーク))の認証登録を受けていること。

3 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外に個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 再委託の禁止及び再委託時の措置

- (1)受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

- (2)受注者は、発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければ

ならない。

- (3) 受注者が発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、受注者の行為とみなす。

7 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

12 個人情報の運搬

受注者は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

【特記仕様書】

第1条 業務の目的

本業務は、北広島町の下水道事業において、現在、紙や完工図書で管理されている下水道施設の資料を基に台帳を調製し、下水道管路施設の維持管理を支援できるように、管路施設のデータをGIS機能を用いた電算システムで管理するシステムの構築、及びデータ整備を行い、下水道事業の維持管理業務の健全性を確保するとともに、今後の下水道管路ストックマネジメント計画等に役立て、効率性の強化を図り、町民サービスの向上を図ることを目的とする。

第2条 適用の範囲

本仕様書は、「下水道管理台帳(管路)情報システム構築業務一般仕様書」第1章第1条に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

第3条 業務名称

下水道管理台帳(管路)情報システム構築業務

第4条 業務の期間

本業務の期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

第5条 業務対象

- 1 下水道情報管理システム構築 1式
 - (1)システム構築 1式（維持管理情報機能含む）
サーバー:1ライセンス、クライアント:2ライセンス
 - (2)システム導入支援 1式（導入準備、操作説明、インストール調整）
- 2 管路情報データ整備 1式
 - (1)一般平面図作成 1式
下水道全体計画区域 A=約815.8ha
S=1/25,000~1/50,000
 - (2)下水道台帳背景図作成 1式
整備区域 A=約815.8ha S=1/1000 地形図
 - (3)下水道管路施設データ L=約163km
(分流式汚水:公共56.7km、特環106.3km)
- 3 打合せ協議 1式

第6条 業務概要

業務の概要は、下記のとおりとするが、詳細については発注者と受注者協議の上、発注者の指示に従い業務を遂行するものとし、以下に示す項目について対応できるシステム構築及び対象データの整備を行う。

- 1 計画準備
下記に基づくデータ処理業務全般にわたり実施計画を立案し、打合せの上詳細な確認を行う。
- 2 資料収集・整理
既存の資料を収集し、各施設における資料の有無や管理状況を把握し、収集資料リスト等を作成し、収集した資料をスキャニングにより整理する。
- 3 システム確認事項
 - (1)画面構成
 - (2)機能、処理方法
 - (3)データの入出力方法

- (4)画像ファイル等添付ファイルと各種データとのリンク
- (5)操作マニュアル
- (6)ログイン、セキュリティ機能
- (7)バックアップ、データ復旧
- (8)その他

4 システムの基本機能及び特記事項

本システムは下水道管路を総合的に管理し、計画的かつ適正な維持管理を行うためのシステムとして、次の各号に掲げる基本要件を満たすものとする。

- (1)本システムは、管理対象施設の位置検索や、その施設に関する属性・図形情報・表示修正等、「下水道台帳管理システム標準仕様(案)・導入の手引きVer5」に記載されている機能を参考とし、下水道法等関係法令に準拠するものとする。
- (2)本システムのデータは、図形・属性・地形図等一般的なShapeデータとして出力及び取込みが可能なデータとし、他の同種ソフトウェアから出来る限り接続可能なオープン性を持ち、設備資産として永続性を確保するものとする。また将来的にクラウドサービスを活用したGISに容易に移行できる形式とする。
- (3)本システムは、特定企業の意見に左右されない継続利用が担保され、データの汎用性、空間データの交換使用、システム機能の拡張性を重視するなど、柔軟なシステムを構成するものとする。
- (4)本システムの構成は、サーバー1台に対し2台のクライアントが接続できるものとし、同時アクセス数はクライアント2台とする。また、本システムは、パソコン上で動作するものとし、将来の運用状況により接続台数が増える可能性もあるため、対応可能なシステムとする。
- (5)本システムは、操作性に優れ、容易な操作で図形・属性等の変更、データのバックアップが可能なものとする。
- (6)データの漏洩や持出しを防ぐため、厳重なセキュリティ機能があるものとする。
- (7)本システムは、下水道事業をはじめ、各種管理項目に対する機能拡張を考慮の上、作成するものとする。

第7条 システム機能概要

システムの概要を以下に示す。

1 下水道情報(管路)管理システム

下水道区域の地図情報、管路施設等の情報のデータベース化を図り、下水道台帳図を設置場所、工事情報、施工年度等から検索・表示、調書の自動作成、指定した範囲の縦断図自動作成等を行う。

「維持管理情報」においては、下水道管路施設の、清掃、点検・調査、改築・修繕及び苦情等の情報のデータベース化を図り、下水道情報管理システムの図形情報と重ね合わせて表示する。また、指定した範囲の延長・マンホール数等の集計表を作成し、点検・清掃等の維持管理計画や委託業務に利用する。また調査データを基に、健全度の自動判定を行い、ストックマネジメント等の計画策定を支援する。

「ストックマネジメント情報」においては、下水道管路施設の、ストックマネジメント計画に係る、施設設置環境、腐食環境、埋設環境のデータベース化を図り、下水道情報管理システムの図形情報と重ね合わせて表示する。また、修繕・改築計画年度を登録し地図上に表示し、ストックマネジメント等の実施状況の管理を支援する。

(機能一覧)

機能一覧	下水道施設関連情報・下水道区域情報登録・編集機能
	図面検索・表示機能
	表示領域調整機能
	表示内容調整機能
	属性表示機能

	調書出力機能
	条件検索機能
	ネットワーク追跡機能
	縦断図表示機能
	印刷機能
	標準データ入出力機能
	維持管理情報登録・編集機能
	関連ファイル登録・編集機能
	ストックマネジメント情報登録・編集機能

第8条 属性データ項目

下水道管路施設情報の整備は、既存の紙ベースの下水道台帳または竣工図書、完成図書を使用し入力を行うものとする。整備する促成項目は、以下を参考とし、協議の上確定する。既存管路施設情報の不足等については、データ整備時に検討整理を行い発注者と協議の上確定する。

1 管路情報データ属性項目(例)

施設情報	整備対象属性情報	備考
管渠	管渠番号	
	図面番号	
	路線番号	
	管番号	
	幹線番号	
	処理区・排水区	
	上下流接続区分	
	上下流人孔、管番号	
	管形状	
	管種	
	管工法	
	圧送管区分	
	補助管区分	
	管径	(mm)
	管厚	(mm)
	区間延長	(m)
	上流側減長	(m)
	下流側減長	(m)
	勾配	(%)
	上流側管底高	(m)
	下流側管底高	(m)
	副管有無	
	施工年度	西暦、和暦

施設情報	整備対象属性情報	備考
人孔	人孔番号	
	図面番号	
	路線番号	
	幹線番号	
	処理区・排水区	
	マンホール種別	

	マンホール内径	(cm)
	マンホール深	(m)
	地盤高	(m)
	蓋種別	
	蓋メーカー	
	蓋直径	
	施工年度	西暦、和暦
柵・取付管	柵番号	
	図面番号	
	接続管渠番号	
	処理区・排水区	
	柵種別	
	柵深さ	(m)
	取付管管種	
	取付管管径	(mm)
	取付管延長	(m)
	上流マンホールからの距離	(m)
	使用／未使用区分	
	施工年度	西暦、和暦

2 維持管理情報データ属性項目(例)

履歴情報	整備対象属性情報	備考
工事・委託	年度	
	工事・委託名称	
	業者名	
	工事番号	
	実施区分	委託、直営 等
	作業区分	計画、緊急 等
	事業費区分	維持管理費、補助 等
	費用	
清掃	実施年月日	
	清掃理由	陳情、調査前 等
	天候	
	清掃方法	
	原因	
	清掃延長	(m)
点検・調査	実施年月日	
	点検調査区分	点検、調査 等
	点検調査方法	巡視、TV カメラ 等
	対象施設	管渠、人孔、人孔蓋 等
	調査方向	
	調査延長	
	調査管本数	
	異常箇所	本管部、継手部 等
	管番号	
	距離	(m)
	異常内容	腐食、破損、浸入水 等

修繕	ランク	a～c、A～C 等
	緊急度	I～Ⅲ
	健全度	1～5
	判定	改築、維持 等
	実施年月日	
	事業種別	修繕、改築、更生
	修繕費用	
	工法	
	内容	
	異常箇所消込	
苦情	受付年月日	
	受付番号	
	区分	問い合わせ、苦情
	施設区分	
	ステータス	対応中、解決済み
	担当者	
	施設状況	
	依頼者情報	

3 スtockマネジメント情報データ属性項目(例)

履歴情報	整備対象属性情報	備考
基本情報(マスタ)	周辺環境項目	
	リスク評価手法	
	費用関数	
周辺環境	施設設置環境	
	腐食環境	
	埋設環境	
リスク	被害規模	
	発生確率	
点検・調査計画	年間投資額	
	単価	
	点検・調査周期	
修繕・改築計画	工法	
	対象の必要性	
	優先順位	

第9条 システム操作マニュアル作成及び研修

本システムの操作に関するマニュアルを作成し、作成したマニュアルに基づきデータの参照・登録・更新・各種調書の出力・セキュリティ・データのバックアップ方法等のシステム操作研修を行うものとする。なお、操作マニュアルは、正副2部を紙ベースで作成するものとし、別途電子データで作成し、システムから閲覧できるものとする。

第10条 成果品

1 提出成果品

成果品として納品する納入物及び納品図書は、下記のとおりとする。

成果品一覧表

	項目	仕様	数量
1	下水道管路台帳図	観音製本	1 部
2	下水道管路台帳各種帳票	A4 ファイル綴じ	1 部
3	システム操作説明書	//	2 部
4	業務報告書 一式	A3 又 A4 ファイル綴じ	1 部
5	システム及びデータ	CD-ROM 又は DVD	1 式

2 成果品の引渡し

成果品の検査を発注者が実施し、検査の合格をもって全ての引渡しを終了するものとする。

3 成果品に基づく権利等の帰属先

成果品の入力データに関する著作権及び使用権は、発注者に属し、受注者は発注者の了承を得ずして第三者に公表、貸与又は使用してはならない。また成果品に基づく権利等の帰属先は以下のとおりとする。

成果品の帰属先

	項目	帰属先	備考
1	データ著作権及び使用権	発注者	
2	システム(パッケージソフト)に関する所有権、著作権	権利所有者	

第 11 条 その他の特記事項

- 1 この特記仕様書に書かれていない事項及び疑義の生じた場合は相互において協議し、誠意を持って解決にあたるものとする。
- 2 本業務で整備するデータは、位置や数量の把握ができるものとする。また、維持管理情報を入力することにより、将来、アセットマネジメント及びストックマネジメント支援にも拡張可能なシステムとする。